

# 住まいの耐震を確認しましょう



## 耐震診断費・耐震改修工事費・住宅解体費の補助制度

市では、木造住宅の耐震化を促進するために、木造住宅の耐震診断費、耐震改修工事費および旧耐震木造住宅解体費の一部を補助します。

- 対象住宅** 市内にある木造2階以下の一戸建ての住宅（店舗等の用途として使用する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものを含む）で、昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- 対象者** 補助対象住宅を所有している方
- 申請期間** 4月15日(金)～12月28日(水) **※契約前に申請してください**

### 耐震診断費（居住要件なし）

- 補助金額** 上限12万円
- 対象件数** 10件（予算の範囲内）

### 耐震改修費（居住要件あり）

※対象住宅のうち、耐震診断の結果、倒壊する可能性があるとして判定されたものに限る

- 補助金額** 上限120万円（耐震設計、改修、工事監理の合計額の80%で最大100万円）  
（耐震改修工事と同時に行うリフォーム工事で最大20万円）
- 対象件数** 2件（予算の範囲内）

### 旧耐震木造住宅解体費（居住要件なし）

※対象住宅のうち、耐震診断の結果、倒壊する可能性があるとして判定されたものに限る

- 補助金額** 上限20万円
- 対象件数** 5件（予算の範囲内）

## 危険ブロック塀等改善工事費補助金

市では、危険ブロック塀等の通行人への安全性を高めるため、避難路に面する危険ブロック塀等の撤去およびブロック塀等の撤去と同時に行う新設工事費の一部を補助します。

- 対象の塀** 避難路に面した高さ1.2mを超える危険なブロック塀等の撤去工事および撤去と同時に行う新設工事（その他条件あり）
- 対象者** 対象の塀を所有または管理している方
- 補助金額** 上限8万円（撤去工事4万円、撤去と同時に行う新設工事4万円。撤去工事は要件によりさらに4万円の加算あり。）
- 対象件数** 5件（予算の範囲内）
- 申請期間** 4月15日(金)～12月28日(水) **※契約前に申請してください**

申請・問合せ 建築課（8階） ☎ (20) 1588 FAX (20) 1606